

あさひりハパーク ご利用料金表

1. 要介護認定：要支援の利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割、2割、3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 通所介護事業者の従事者によるサービスの利用料

【基本部分】

利用者の 要介護度	基本利用料	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)	利用者負担(3割)
事業対象者 要支援1	1月につき 18,231円	1月につき 1,824円	1月につき 3,647円	1月につき 5,470円
事業対象者 要支援2	1月につき 36,716円	1月につき 3,672円	1月につき 7,344円	1月につき 11,015円

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）	加算額			
		基本利用料	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)	利用者負担(3割)
生活機能向上 グループ活動加算	利用者の生活機能の向上のための日常生活上の支援活動を行った場合	1月につき 1,014円	102円	203円	305円
サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	加算の体制・ 人材要件を満たす場合	・事業対象者 ・要支援1	25円	49円	73円
		・事業対象者 ・要支援2	49円	98円	146円
介護職員等処遇 改善加算(Ⅱ)	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件と定量的要件を満たす場合	1月につき 基本利用料総額の9.0%			

(2) その他の費用

食費	食事の提供を受けた場合、1回につき700円の食費をいただきます。
おむつ代	おむつの提供を受けた場合、1回につき100円の実費をいただきます。 ただし、次回利用時同等枚数の返却の際は算定なし
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

(3) 支払い方法

上記(1)、(2)の利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求します。請求書は、利用月の翌月中旬までに利用者あてにお届けしますので、請求月の月末までに次のいずれかの方法でお支払いください。

- ・利用者が指定する口座からの自動振替
- ・現金払い(清雅園へ持参のみ)
- ・指定口座への振り込み(お振込み手数料は別途ご負担となります)

なお、お支払いを確認しましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管してください。
(医療費控除の還付請求の際に必要な事があります。)